公益財団法人徳川ミュージアム
競争入札の要項

公益財団法人徳川ミュージアム（以下「本財団」という。）は、本財団の会計処理規則第31条の定めに従い、透明性、競争性及び公正性を確保する観点から、業務における競争入札を必要とする場合、入札参加資格要件を定め、事前に希望者を募り執行する競争入札の要項を定めます。

１．対象業務
本財団理事会が必要と認めた業務に関してのみ当該要項を適用します。

２．入札参加資格
(1)　次のいずれにも該当しないもの
ア　特別の理由がある場合を除くほか、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
イ　次のいずれかに該当すると認められるとき、３年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる者
(ｱ)　契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
(ｲ)　競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得る為に連合したとき
(ｳ)　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
(ｴ)　契約履行に係る監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げたとき
(ｵ)　正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
(ｶ)　上記(ｱ)～(ｵ)の規程により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用したとき
(2)　上記のほかに次のいずれにも該当しないもの
ア　手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過しない者
イ　当該業務の入札日前６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
ウ　会社更生法（昭和１４年法律第１５４号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの
エ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認定決定がなされていないもの
オ　前各号のほか必要と認めて定める者
(3)　これらに加え、対象業務の種類又は性質により、以下の資格要件を設けますので、

入札参加申請を行うには、これらの資格要件を満たすことが必要となります。

ア　対象業務と同種業務の履行実績

イ　技術者の配置

エ　その他

３．公表

(1)　競争入札発注表をホームページに公表します。

(2)　入札日前に公表する内容は以下のとおりです。

ア　業種

イ　業務名

ウ　業務場所

エ　業務概要

オ　履行期間

カ　資格要件

キ　申込期間

ク　その他

(3)　入札結果は契約締結後に本財団ホームページで公表します。

４．入札参加申込

(1)　入札参加を希望する際の提出書類は以下のとおりです。

ア　競争入札参加申込書

イ　同種業務の履行実績を確認できる書類

（資格要件に、履行実績を定めている場合に必要です。）

ウ　現場代理人および主任技術者配置予定調書

(2)　申込期間は、原則として対象業務の公表を開始した日から公表の最終日までとし、委託発注表において定めた期間とします。

(3)　希望者が多数あるいは少数であった場合の取扱い

競争入札として公表した結果、希望者が多数あった場合でも、資格要件等を満たしていれば、原則として全ての希望者を指名します。

また、希望者が２者未満の場合は、競争入札の手続は中止し、改めて競争入札により執行します。

５．その他

(1)　資本若しくは人事面等において関連会社となる業者については、一緒に同一案件に申し込みはできません。

(2)　申し込みにあたり、現在の手持業務等を勘案し、技術者数等について十分考慮のう

え申込書を提出して下さい。

(3)　提出された申込書は、委託業者を選定するにあたっての参考資料とするものであり、直ちに契約締結につながるものではありません。

(4)　年度開始前に入札執行となる契約案件については、当該年度予算案が本財団理事会の議決を得られないときは、これに係る契約手続を中止します。

平成23年10月5日承認施行、4月1日より適用